

医療と法律

Q&A

第3回

「診療情報提供書の作成と開示」

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 白戸 祐丞

相談者：仙台杜協同クリニックで医師をしている者です。

当院に受診していた患者に疾患が見つかり、当院では対応できない治療が必要になるため、A病院に紹介状(診療情報提供書)を書いて紹介しました。数カ月後に当該患者が来院し、A病院の担当医師との相性が悪いので、(自分で調べた)B病院への紹介状を書いてほしいとの要望がありました。作成に応じる義務はあるのでしょうか。

弁護士：診療情報提供書は、医師が診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認めた場合に、医療機関間での診療情報の共有目的で作成するものであり(診療報酬点数表「診療情報提供料(I)」及び医療法第1条の4第3項参照)、応召義務や診断書の交付のような法的義務が課せられたものではなく医師の判断で作成されます。

本件のようにA病院に転院して継続的に診療を受けている状況であれば、現在の診療情報はA病院が有しているのですから、診療情報の共有や医療機関間の連携といった目的との関係でもA病院の医師に作成してもらうのが望ましいといえます。このような診療情報提供書の目的を説明したうえで、A病院に作成を

依頼するよう促すことは問題ないと思われます。

ただし、緊急性を要するなど病状によっては高度医療機関ないし専門医への転送義務の問題が別途生じることはありますのでご注意ください。

相談者：上記の患者はどうしても私に紹介状を書いてほしいとのことでしたので、結局当院で把握している限りでの内容を記載してB病院への紹介状を渡しました。

しかし数日後に再度来院し、紹介状に自分の症状や検査結果が十分に記載されていないとして書き直すよう求められました。私としては必要と思われる情報は十分に記載したつもりですが、紹介状の内容についてまで患者の要望に応じる必要があるのでしょうか。

弁護士：診療情報提供書の内容についても、紹介先での診療に必要と考えられる範囲の情報を記載すればよく、患者が希望するおりの内容で作成する義務を負うものではありません。もし紹介先の医療機関において追加で把握したい情報があれば照会をいただくことになることも含めて説明し、理解を求めることになるでしょう。

相談者：上記患者は診療情報提供書の入った封印した封筒を開封して、中身を確認したものと思われま。紹介先医療機関に宛てて作成して封印した書面を患者が開けて見ることは法的に問題がないのでしょうか。

弁護士：信書開封罪(刑法第133条)が成立する余地はありますが、本ケースで同罪が保護しているのは診療情報提供書に記載された患者自身の個人情報了他者に知られない利益であるため、患者自身が開封した場合に罪に問われることは考えにくいと思われま。

しかし、改ざん防止目的で封印しているものですから、開封されることによって文書の信頼性が下がってしまいますし、医療機関間の親展であるため、患者といえど開封することが不適切であることは言うまでもありません。

相談者：上記の例とは逆に、患者から一部の病歴について書かないでほしいとの要望があった場合には、書いてはいけなのでしょうか。私としては、紹介先の医療機関が適切な診療を行うために必要となる可能性のある情報はできる限り記載したいと考えています。

弁護士：診療情報提供書により他の医療機関に患者の病歴等の情報を提供することは、要配慮個人情報の第三者提供に該当し、原則として情報提供前に患者本人から同意を得る必要があります(個人情報保護法27条1項)。患者から紹介状の作成を依頼された場合、通常は診療情報を他の医療機関に提供することについて包括的な同意を得ていると考えられますが、患者が一部病歴について明示的に情

報提供を拒否しているのであれば、法令が定める例外に該当する場合を除いて診療情報提供書に記載してはならないこととなります。

医師としては、全ての病歴の情報を提供する必要性について説明し、同意を得られるよう努めるべきですが、どうしても同意を得られない場合には難しい対応になります。当該病歴等を記載しなかったことにより紹介先医療機関での治療方法の選択等に影響が生じた場合には、後から責任を追及されるリスクもあるため、「必要な情報であることを説明して同意を求めたものの記載を拒否した」ことについて診療録に記録しておく必要がありますし、他院に紹介するうえで欠くことのできない情報である場合には診療情報提供書の作成自体をお断りせざるを得ないケースもあるかもしれません。

相談者：その他、診療情報提供書の作成にあたり注意すべき点はあるまか。

弁護士：診療情報提供書の記載に関連して歯科医師の責任が争われた裁判例(東京地裁平成27年8月6日判決)を紹介しま。

歯科医師が抜歯により口底蜂窩織炎に罹患した患者を高次医療機関に転院させる際、診療情報提供書の「紹介目的」に「抗生剤の点滴」とのみ記載し、末尾に「抗生剤の点滴お願い致します」と記載して、蜂窩織炎の治療を依頼する内容を明確に記載しなかつたところ、紹介先の医療機関は抗生剤の点滴のみ行って患者を家に帰し、最終的に患者には右側下顎末梢神経障害等が残ったという事案です。判決

では、治療を目的とする旨の記載がなくとも患者の治療を紹介先の医療機関に委ねたものと評価され、歯科医師の転送義務違反は否定されましたが、蜂窩織炎の治療を依頼することが分かる文言を一言記載していれば法的トラブルに巻き込まれる可能性は低かったといえそうです。

細かい文言の違いが重大な結果につながってしまうこともあるため、紹介先は理解してくれるだろうと思わずに、紹介の趣旨などはなるべく詳細に記載していただくことが法的トラブルの防止になると思われます。

相談者：話は変わりますが、患者から診療記録の開示請求を受けた際には、他院からの診療情報提供書も開示しなければならないのでしょうか。

弁護士：患者から診療記録の開示を請求された場合、非開示が認められる例外事由に当たらない限り医療機関は開示義務を負います（本連載第1回「診療記録の開示請求への対応」参照）。

他院からの診療情報提供書であっても、患者情報に関する情報であり、かつ貴院の診療記録の一部となっている以上は同様です。

相談者：診療情報提供書には、紹介元の医療機関から患者の問題行動に関する情報共有的な内容等が記載されていることもあり、患者本人が見たら前医とトラブルになることが予想されます。そういった場合には非開示とすることが認められないのでしょうか。

弁護士：例えば、患者が紹介元医療機関への通院も継続している状況では、診療情報提供書を開示した場合に同医療機関と患者の信頼関係が大きく崩れることも考えられます。その結果、同医療機関に対して激しいクレームや暴力行為等の危険が及ぶ現実的な可能性があるような場合には、「第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」（個人情報保護法第33条2項1号）に該当するとして、その部分の記載を非開示とすることが認められる余地もあります。また、病状に関する事項ではなく患者の問題行動についての医療機関間での情報共有としての側面が強いような場合には、開示することによって医療機関間の今後の連携に支障を生じるおそれがあり、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」（同法第33条2項2号）に該当する余地もあります。

このような例外事由該当性の判断に当たっては、紹介元の医療機関の意向（非開示を希望する場合はその理由）を確認したうえで検討することが望ましいです。ただし、最終的には開示請求を受けた個人情報取扱事業者の判断となりますので、紹介元の医療機関が開示に消極的であったとしても必ずしも希望に沿えな

い場合があることを説明し、貴院が責任を持って判断する必要があります。

相談者：なるほど。自分が紹介元になる場合にも、患者本人に開示される可能性があることを念頭に診療情報提供書を作成しなくてはなりませんね。

弁護士：そうですね。紹介先の医療機関から開示についての意向確認が必ずなされるとも限りませんので、作成した診療情報提供書に患者本人への開示を希望しない情報が含まれている場合には、あらかじめその該当箇所を明確にして理由を付したうえで伝えておくとうろしいでしょう。

◆ このQ&Aから何を学ぶか ◆

- ①紹介状（診療情報提供書）の作成や記載内容について患者からさまざまな要望がなされることがあるが、医師が判断する領域であるため、より適切かつ必要な範囲の診療情報を紹介先に提供するために、患者に理解してもらえるよう努めるべきである。また、紹介目的等は明確に記載することで法的トラブルを回避できる。
- ②患者から記載しないよう求められた要配慮個人情報については個人情報保護の観点から記載することができないため、どうしても同意が得られない場合にはその旨を記録化しておくとともに、情報の重要度によっては提供しないことによるリスクも考慮して診療情報提供書の作成自体を断らざるを得ないこともあると思われる。
- ③他院からの診療情報提供書も診療記録の一部であるから原則として開示の対象となり、例外としての非開示の該当性については紹介元の医療機関の意向も確認したうえで自ら判断する必要がある。紹介元として作成する際には、患者本人に開示される可能性を念頭にした記載を心掛け、患者本人への開示を希望しない情報についてはあらかじめその該当箇所を明確にして理由を付したうえで伝えておくことが望ましい。